

あまかおべにべに倍增作戦展開事業費補助金交付要綱

令和6年5月24日決裁

(目的)

- 第1条 県は、あまかおべにべに倍增作戦展開事業実施要領（令和6年5月24日農林部長決裁）に基づき、農業を営む法人等別表1の1に掲げるもの（以下「間接補助事業者」という。）に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費につき当該市町村に対し、又は市町村の区域を越えて活動する者等別表1の2の欄に掲げるものが実施するあまかおべにべに倍增作戦展開事業（以下「補助事業」という。）に要する経費につき当該事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助率等)

- 第2条 事業の補助率及び重要な変更は別表2に定めるところによる。（ただし、消費税は対象外とする。）
- なお、支払い方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第3条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に間接補助事業者に対し確認しなければならない。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。

(添付書類の省略)

- 第5条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

- 第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

- 第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第8条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内、又は当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。

(補助金の額の確定通知書)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、第2条に定めるとおり、精算払を受けようとする場合には、様式第6号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

また、やむを得ない事情により一部概算払請求を受けようとする場合には、様式第7号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第13条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 二 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- 三 その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 一 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき
- 二 第11条に基づき確定した交付額を上回る補助金が、既に交付されている

とき

- 2 補助事業完了後に補助事業者が要領第3に定める要件等に違反する場合には、知事は期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、第13条の規定に基づく取消により、補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部または一部を免除することができる。
- 6 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産処分期限の緩和期間等)

第16条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。
- 3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、当該取得財産等の処分制限期間中は様式第4号別添の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

第18条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所管する市町村の長を経由して農林振興センター所長に提出することとする。

ただし、別表1の2の欄に掲げるものは、市町村を経由せずに知事に提出できるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

別表 1

1	2
要領別表 1 に定める事業 実施主体	要領第 4 の 1、2 にあたる事業実施主体

別表 2

補助率	重要な変更
当該補助事業費又は間接 補助事業費の 1／2 以内 （ただし、消費税は補助 対象外とする。）	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の 30％を超える増、または補 助金の増 4 事業費または補助金の 30％を超える 減

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 以下 (5) (6) の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要な応じ記載する ----
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が
(1) から (4) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1) から (4) までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5) に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

事業参加者：_____

所在地：_____

(代表者氏名：_____)